

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	逢瀬町河内地区 (本郷一、本郷二、本郷屋敷、下郷北部、下郷南部)	令和3年3月10日	令和5年8月25日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	340.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	219.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	49.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	114 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>河内地区の農地の状況については、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が17.2ha、後継者不明の農業者の耕作面積が5.4ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が114haであり、後継者未定及び不明の農地については中心経営体が引き受け可能であるが、中心経営体を含めた地域の農業者の約6割以上が60歳以上であることから、地域の農地を守るため10年後、さらにはその先の将来を見据えての後継者の育成確保が必要である。</p> <p>【地域の話合いにおいて抽出された課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農家の高齢化がすすんでいる為、5～10年後の地域農業に不安がある。</li> <li>2. 耕作放棄地が増えているとともに、獣害被害が増加してきている。</li> <li>3. 農業の生産コストが変わらない中、販売単価が下がり、所得が減少している。</li> </ol>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>逢瀬町河内地区の農地は、原則として地域の中心経営体である認定農業者19経営体及び認定農業法人3社、その他24経営体が担っていき、新規就農者や定年帰農者などの後継者が就農した場合には中心経営体に位置付け、農地集積集約化により効率的に活用していく。</p>
---

#### 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	42経営体 4法人	水稲ほか 繁殖牛 肥育牛 酪農	161 ha 12 頭 180 頭 45 頭	水稲ほか 繁殖牛 肥育牛 酪農	275 ha 15 頭 200 頭 50 頭	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担い手への農地集積・集約化及び農地中間管理機構の活用方針等 地域の農業者が様々な事情により営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、担い手への貸付を進めていく。 併せて、担い手への農地の集積・集約化を図り、集落営農の立ち上げや法人化を進めていく。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域農業全体について 多面的機能支払組織及び中山間直接支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い、効率的な農作業が出来る環境づくりを行っていく。 併せて休耕地の草刈りなども実施することで遊休農地の発生を防ぐとともに有害鳥獣の居場所をなくし、さらに電気柵やワイヤーメッシュ等の面積拡大をすることで獣害の発生も予防していく。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担い手の育成確保等 地区内で新規就農者や後継者がでた場合には、地域ぐるみで技術などの支援を行っていく。 また、定年帰農者のリスト化を行い、確実に後継者を確保していく。 農業所得の向上を目指し、6次化、施設園芸等の導入を図り、また機械の共同利用を行っていくことで、低コスト化を目指していく。 農業用機械や施設等の導入、更新等の際には積極的に補助事業等を活用し、地区内での周知も行っていく。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基盤整備等の取組方針 令和3年度から農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)を実施予定であり、担い手への農地集積に具体的に取り組んでいく。</li></ul>